

主 文

原判決を取消す。  
被控訴人の請求を棄却する。  
訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

控訴代理人は主文と同旨の判決を求め、被控訴代理人は「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする」との判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述、証拠の提出、援用、認否は、  
事実関係につき、

控訴代理人は、「(一)、被控訴人は当初本件売掛代金は現物と引換払であるところ、右現物は昭和二五年一月二七日控訴人に引渡した旨主張していたが、その後昭和三〇年五月三〇日の原審口頭弁論期日において右請求原因を変更し、控訴人において海外取引先からの苦情を解決するまで支払を猶予した結果、その履行期は同月二七日となつた旨主張する。しかし、右変更は請求権発生事実に関する変更であり、請求の基礎に変更があるのみならず、これにより著しく訴訟手続を遅滞せしめるから、右訴の変更は許されない。仮にそうでないとしても右変更については正当な理由がないから、被控訴人の右訴の変更は許されない。

(二)、本件売買は輸出商品の供給契約であるところ、右商品は海外取引先と輸出業者間の契約により定め、信用状を開設した上、輸出手続がなされるものであるから、貨物の船積み間際になつて輸出業者たる控訴人がその海外取引先に無断で輸出品を変更するが如きことはありえないし、又本件契約はF・O・B契約で、被控訴人の責任ですべての輸出手続が進められ、被控訴人において貨物を船積みするものであるから、被控訴人において強いて船積するならば控訴人においてこれを阻止することはできない。従つて、本件物件が船積されたからといつて、控訴人が被控訴人主張の如く目的物の一部及びその履行期の変更を承諾したことにはならない。もつとも、控訴人と海外取引先との売買代金は入金にはなつてはいるが、信用状が開設された場合は、貨物を船積みしさえすれば、船積みされた商品の内容品質に關係なく、又海外取引先の右商品に対する承諾の有無に拘らず、入金となるものであるから、右入金の事実を以て前記承諾があつたものとすることもできない。

なお、被控訴人が昭和二五年二月二七日茶、紺スフ服地一、二〇〇ヤールを納入したのは通関取扱業者に対してであつて、船積みされたのは同年一二月下旬である。

(三)、本件債権は民法第一七三条第一号の時効により消滅するものである。同条は生産者、卸売商人、小売商人と物資生産流通の各段階における売主の立場を明確にし、その債権について時効を規定したもので、消費者に対する売掛に限るものではない。現時の繁激な取引上の実情に鑑みるときはなお一層短期時効を適用する必要がある」と述べ、

被控訴代理人において、「被控訴人は問屋で民法第一七三条第一号所定の卸売商人ではないから、本件債権には同条の短期時効の適用はない。仮に被控訴人が卸売商人であるとしても、同条は商人間の取引については適用がなく、商人と消費者間の取引についてのみ適用されるものであるところ、控訴人も卸売商人であるから、本件債権には同条の適用はない」と述べ、

証拠関係につき、

被控訴代理人は甲第六号証を提出し、当審証人a、同bの各証言を援用し、乙第七、第八号証の各一、二、同第一〇号証の成立を認め、同第九号証は不知、同第一一号証の一乃至七は官署作成部分のみ成立を認め、その余は不知と述べ、控訴代理人は乙第七、第八号証の各一、二、同第九、第一〇号証、同第一一号証の一乃至七を提出し、当審証人cの証言、当審における控訴会社代表者本人尋問の結果を援用し、甲第六号証は不知と述べた外、原判決事実摘示と同一であるからこれを引用する。

理 由

そこでまず、控訴人の訴変更に対する異議について考えるに、被控訴人が当初本件売掛代金は現物と引換払であるところ、現物は右昭和二五年一月二七日控訴人に引渡したから、右代金の支払を求めると主張していたところ、その後昭和三〇年五月三〇日の原審口頭弁論期日において、控訴人の時効の抗弁に対し被控訴人が昭和二六年一月二七日控訴人と相談の結果同人の海外取引先からの苦情が解決するまで右代金の支払を猶予していたところ、控訴人において右苦情、即ち損害を明確にしなないので、被控訴人が昭和三〇年五月一日控訴人に対しその主張の如き催告



